

令和8年度上下水道料金WEB明細システム構築委託業務
に係る公募型プロポーザル方式実施要領

茅野市上下水道課

1. 目的

本事業は、上下水道利用者がWEB明細システムに登録し、上下水道の使用量や料金をスマートフォンやパソコンで確認できるようにすることで、ペーパーレス化や郵送料等の経費削減に繋げるとともに、お客様サービスの向上に寄与し、効率的な事業運営の推進に資することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和8年度 上下水道料金WEB明細システム構築委託業務

(2) 事業期間

システムの構築期間 契約締結日から令和8年8月31日

(3) 事業の基本事項

i. システム概要（ソフトウェア仕様）

提供できる情報は、料金システムから出力したCSVデータ。調定確定後、料金システムからお客様番号、使用量、料金等必要な情報を出力する。出力したCSVをシステムにアップロードする。

①新規会員登録機能

- ・メール等を利用して簡単に会員登録できること。
- ・ユーザーID、認証キーを入力して会員登録できること。

②ログイン機能

- ・ログインID、パスワードを入力してログインできること。
- ・新規利用者の登録ができること。
- ・パスワードを忘れた利用者に対して、パスワードの再設定ができること。

③トップページ

- ・当月の上下水道の合計金額、使用量を表示できること。
- ・過去1年間分の金額をグラフで表示できること。
- ・利用者へのお知らせ情報を表示できること。
- ・各種登録情報の変更（パスワード変更、メールアドレス変更、お客様情報変更、退会手続き等）ができること。
- ・複数の水栓を使用する利用者は、1つのIDで全水栓情報が参照できること。

④利用明細一覧機能

- ・複数の水栓を使用する利用者は、利用者番号の選択ができること。また、選択した利用者番号の利用明細一覧が表示できること。
- ・当月分含む過去1年間の対象月、金額、使用量を一覧で表示できること。また、精算処理

した対象月がある場合は、精算を表示できること。

⑤利用明細詳細機能

- ・PDF形式で出力できること。

- ・以下の項目名を表示できること（必要な情報のみ表示可能なこと）。

利用者情報（利用者番号、お客様名、住所）

上水道料金調定情報（基本料金、従量料金、消費税、消費税率、合計金額）

下水道料金調定情報（基本料金、従量料金、消費税、消費税率、合計金額）

検針情報（使用期間）

発行者情報（発行者名、事業名称、登録番号）

⑥入金明細一覧機能

- ・複数の水栓を使用する利用者は、利用者番号の選択ができること。また、選択した利用者番号の入金明細一覧が表示できること。

- ・当月分含む過去1年間の対象月、金額、支払日、支払方法を一覧で表示できること。また、精算処理した対象月がある場合は、精算を表示できること。

⑦お知らせ機能

- ・利用者へ配信したいお知らせを表示できること。

- ・事業体から特定の個人に対して、個別にお知らせしたい内容を表示できること。また、添付されているデータをダウンロードできること。

- ・事業体から全利用者に対してお知らせしたい内容を表示できること。

⑧契約状況一覧機能

- ・契約情報を表示できること。

- ・契約情報（水栓情報）の追加、削除ができること。

ii. 守秘義務

事業者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した以後も同様とする。

iii. その他

業務に関する詳細事項は、協議により決定の上、契約で定めることとする。

(4) 事業限度額

¥ 3, 500, 000円 （消費税相当額を含む。）

イニシャルコスト、ランニングコスト（令和8年11月1日～令和9年3月31日）の合計とする。システム利用登録者は、6,000人を想定（茅野市の口座振替利用者の約3割）。

ランニングコストは、上記人数の月額システム利用料の5ヶ月分とする。

この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、事業上限額の範囲内で契約するものとする。

3. 事業者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した

提案者（以下、「特定者」という。）を特定するものとする。

4. 参加資格要件

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 本社所在地市区町村に税の未納または滞納額がない者であること。
- (3) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 特定者と決定後、速やかに茅野市へ入札参加資格（委託業務）の申請ができる者。
- (5) 上下水道料金WEB明細システムの導入実績があること。

5. スケジュール

令和8年1月5日（月）	公示
令和8年1月16日（金）	質問受付期限
令和8年1月23日（金）	質問回答公表
令和8年1月30日（金）	参加申請書提出期限
令和8年2月4日（水）	参加資格審査結果通知
令和8年3月2日（月）	提案書提出期限
令和8年3月17日（火）	提案者プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和8年3月19日（木）	審査結果の通知・公表
令和8年4月3日（金）	仕様の決定
令和8年4月17日（金）	契約締結（予定）
令和8年8月31日（月）	システム構築完了
令和8年9月1日（火）～	事前登録期間
令和8年11月2日（月）	システム運用開始

6. プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）、法人登記簿謄本、納税証明
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1
茅野市 上下水道課 営業係（担当：藤澤）
電話：0266-72-2101 FAX：0266-72-1301
メール：jogesuido@city.chino.lg.jp
- (5) 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日を除く。
※郵送の場合は、上記担当者へ電話連絡すること。

7. 質問に関すること

- (1) 質問様式 任意様式
- (2) 受付期限 令和8年1月16日（金）
- (3) 提出先 第6項（4）と同じ
- (4) 提出方法 メール（上記担当者に電話連絡すること。）
- (5) 回答方法 茅野市ホームページで公表
- (6) 回答期限 令和8年1月23日（金）

8. 提案書等提出書類に関する事項

- (1) 提出書類（A4版の任意様式とし、A3版折畳み可とする。）

① 提案書

- ・連絡先（担当者氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。
- ・業務目的や実施要領等を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、わかりやすく明記すること。
- ・本業務で導入するシステムについて維持管理費用（年間コスト）の詳細がわかるように記載すること。
- ・本業務で経費削減をするために工夫した事柄について分かるように記載すること。

② 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

- (2) 提出部数 6部（正本1部・審査会による選考用5部）

- (3) 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時まで（必着）

- (4) 提出先 第6項（4）と同じ

- (5) 提出方法 提案書提出時に事前ヒアリングを行うため、持参とする。また、提出日時については茅野市上下水道課営業係（担当：藤澤）と事前に調整を行うこと。ヒアリング内容は、提案書に関する内容の聞き取りを行う。

9. 審査に関する事項

- (1) 審査方法

別紙「令和8年度上下水道料金WEB明細システム構築委託業務プロポーザル方式審査要領」に基づき、審査を行う。

- (2) 審査日時 令和8年3月17日（火）※開催時間は、参加者に直接連絡し調整する。

- (3) 審査場所 茅野市役所内 ※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

- (4) 審査結果の公表

①特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

②審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。なお、電話による問い合わせは応じない。また、この公表内容には、提案者の事業者名及び審査会評価点を含むものとする。審査結果は、審査終了後速やかに全提案者に書面で通知する。

- (5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に書面（様

式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

10. 提案者の失格

当該プロポーザルの実施において、次の事項に該当した場合、失格とする。万一、特定者が失格した場合は、次点の事業者を特定者とする。

- (1) 審査に関する不当な要求を申し入れた場合
- (2) 当該実施要領に定める「4. 参加資格要件」を満たさなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- (5) その他不正行為があった場合

11. その他留意事項

- (1) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該案件に関する事項については、文書(FAX、メールを含む。)によるものとし、電話または口頭による問い合わせには一切回答しない。
- (3) 提案書の提出は、1社1提案とする。
- (4) 提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、提案者の負担とする。
- (6) 提案書類を含む提出された全ての書類等は、本市の情報公開の対象とする。
- (7) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (8) 参加者は、参加申請書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (9) 提案書作成のために発注者より受領した資料については、発注者の了解を得ずに公表又は使用することはできない。

12. 契約の締結について

- (1) 事業の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、審査の結果、特定された提案者と市が業務の内容の詳細を別途、協議、調整のうえ、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。
- (2) 前記協議において、契約条件が整わない場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

13. 問い合わせ先

茅野市 上下水道課 営業係 (担当:藤澤)

〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

電話: 0266-72-2101 (内線670)

メール: jogesuido@city.chino.lg.jp